健康保険証が2024年12月2日に廃止されます

健康保険証は2024年12月2日をもって廃止され、マイナ保険証に一本化されることになりました。

よって、同日以降は健康保険証の新規交付、再発行を行うことはできませんので、ご注意ください。

マイナ保険証には、「受診のたびに、医療費が節約できる」「手続きなしで高額医療の限度額を超えた支払いを免除される」「過去のお薬情報や健診結果などが確認できる」といったメリットがあります。まだマイナ保険証をお持ちでない方は、ぜひ添付資料をご覧になり、ご登録をお願いいたします。

（注）なお、現行保険証の経過措置としては以下の取り扱いがあります。

・ 2024年12月２日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。

・ 2024年12月１日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月２日以降、最長１年間（来年12月１日まで）使用可能です。

